

料金表【特養 多床室1ヶ月/31日】

要介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	実費分		1割負担者 合計(円)	2割負担者 合計(円)	3割負担者 合計(円)
				第4段階	第3段階			
要介護1	22,264	44,527	66,791	第4段階	78,957	101,221	123,484	145,748
				第3段階	40,920	63,184		
				第2段階	32,860	55,124		
				第1段階	9,300	31,564		
要介護2	24,753	49,506	74,259	第4段階	78,957	103,710	128,463	153,216
				第3段階	40,920	65,673		
				第2段階	32,860	57,613		
				第1段階	9,300	34,053		
要介護3	27,317	54,633	81,949	第4段階	78,957	106,274	133,590	160,906
				第3段階	40,920	68,237		
				第2段階	32,860	60,177		
				第1段階	9,300	36,617		
要介護4	29,806	59,612	89,418	第4段階	78,957	108,763	138,569	168,375
				第3段階	40,920	70,726		
				第2段階	32,860	62,666		
				第1段階	9,300	39,106		
要介護5	32,260	64,520	96,780	第4段階	78,957	111,217	143,477	175,737
				第3段階	40,920	73,180		
				第2段階	32,860	65,120		
				第1段階	9,300	41,560		

※要介護3・4・5の方が入所の対象となります。

※要介護1・2の方は高齢介護課へ入所についてのご相談をされ、必要と認められた場合に入所の対象となります。

※生活保護受給者の方で介護扶助を受けた場合、介護保険1割負担は免除されます。

※収入段階に応じて、居住費・食費の減額を受ける事ができます。

【実費分 内訳】

令和元年10月1日現在

負担段階	居住費	食費	日用品費	一日計	月合計(31日)
第4段階	855	1,392	300	2,547	78,957
第3段階	370	650	300	1,320	40,920
第2段階	370	390	300	1,060	32,860
第1段階	0	0	300	300	9,300

所得に応じた食費と居住費の介護保険負担限度額認定と段階

住所地の区役所高齢介護課へ申請します。認定証を窓口までご提出ください。

1 軽減の対象となる方((1)~(3)の全ての要件を満たす必要があります。)

(1)世帯全員が市民税非課税

(2)配偶者が市民税非課税

*別世帯である場合や世帯分離をしている場合でも、配偶者が市民税課税の場合は対象外になります。

*婚姻届を提出していない(いわゆる事実婚)場合も「配偶者」に含まれます。

(3)次の資産基準にあてはまる方 *虚偽の申告をすると加算金での返還となります。

配偶者の有無	資産基準(預貯金等)	勘案する預貯金等
配偶者あり	2,000万円以下	本人(申請者)及び配偶者
配偶者なし	1,000万円以下	本人(申請者)のみ

2 負担限度額(日額)

国が定める基準費用額	負担限度額			
	従来型 個室	多床室	食費の 負担限 度額	
	1,171円	855円	1,392円	
第4段階	第1段階~第3段階以外の方	1,171円	855円	1,392円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、下記に該当しない方等	820円	370円	650円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	420円	370円	390円
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	320円	0円	300円
* 詳しい申請については、住所地の高齢介護課へお問い合わせください。				